部長及び参事官
殿
所　属　長

交指発第１２３号
（地域、交企）
令和２年５月26日
10年保存（口訓）
本　部　長

「交通指導取締り時の応接五則」の制定について（通達乙）

警察職員の職務執行に伴う市民との応対、応接（以下「市民応接」という。）の適否は、当該活動の成果を左右するのみならず、広く警察活動全体に対する県民の理解と協力に大きく影響を与えるものであることに鑑み、この度、交通指導取締りに従事する警察官の市民応接の基本として、別添のとおり「交通指導取締り時の応接五則」を定め、実施することとした。

各所属長にあっては、交通指導取締りに従事する警察官一人一人が、これを自らの市民応接マナーとして実践するよう指導教養を行い、その実効を期されたい。

別添

交通指導取締り時の応接五則

1　安全を願う心で応接を

交通指導取締りによって、交通の安全と円滑を守るとともに、違反者自身の安全も願っているという心で応接しよう。

2　簡潔、適切な説明を

違反事実、違反と認定した理由、指導取締りをする必要性、反則手続きの流れ等を必要に応じて簡潔、適切に説明しよう。

3　相手の立場を考えて、迅速、適正な処理を

相手の立場や周囲の交通状況に十分配慮しながら、迅速かつ適正な処理に努めよう。

4　冷静な態度と明瞭な言葉で応接を

相手に不快感を抱かせるような不用意な言葉遣いや高圧的な態度はトラブルの元である。常に冷静な態度と明瞭な言葉遣いで応接しよう。

5　応接の最初と最後に敬礼を

応接は、礼に始まって礼に終わる。端正な服装と態度に努めるとともに、制服勤務の時は確実かつ丁寧に敬礼しよう。